

## 建災防事務局だより

### 神奈川県建設業関係殉職者合同慰靈祭

(一社) 神奈川県建設業協会と神奈川支部は11月17日、横浜市営日野公園墓地で令和7年度神奈川県建設業関係殉職者合同慰靈祭を開きました。

建災防神奈川支部からは黒田支部長をはじめ、池田副支部長、山本副支部長らが出席し、渡辺会長をはじめ神建協の役員らと建設業殉職者慰靈碑に参拝しました。

参列者による焼香のあと、黒田支部長からは現在の県内の建設業での死亡災害の現状に触れ、「建災防が創立されて60年が経ち、死亡災害は10分の1に減少しましたが、今年は残念ながら県内では急増し、特に若い方の被災が多く、とても残念でなりません。これ以上の仲間の命を



失うことのないよう尽力していくことをこの場でお誓い申し上げる」と述べました。

### 年末年始一斉監督の実施

神奈川労働局管内労働基準監督署

神奈川労働局において、本年の建設業の死亡災害急増を受け、全12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督が12月上旬に行われます。

神奈川労働局管内の建設業の労働災害発生状況について、死亡者数は10月末現在（速報値）で13人となり、昨年の確定値12人を上回って推移しており、過去10年間でみても2番目に多い状況となっています。事故の型別では、「墜

## 支部行事予定

### 第2回理事会

時：12月4日 15:00  
所：建設会館講堂

### 技能講習部内監査

時：12月12日 15:30  
所：神奈川支部専務室

### 分会事務局長会議

時：12月18日 14:30  
所：建設会館311会議室

### 労働局新年挨拶

時：1月6日 9:30  
所：建設会館講堂

### 建設5団体合同賀詞交歓会

時：1月6日 11:00  
所：横浜ベイシェラトンホテル

### 正副運営委員長・部会長会議

時：1月15日 15:00  
所：建設会館411会議室

### 正副支部長・分会長会議

時：1月29日 15:30  
所：伊勢山ヒルズ

### 安全祈願祭

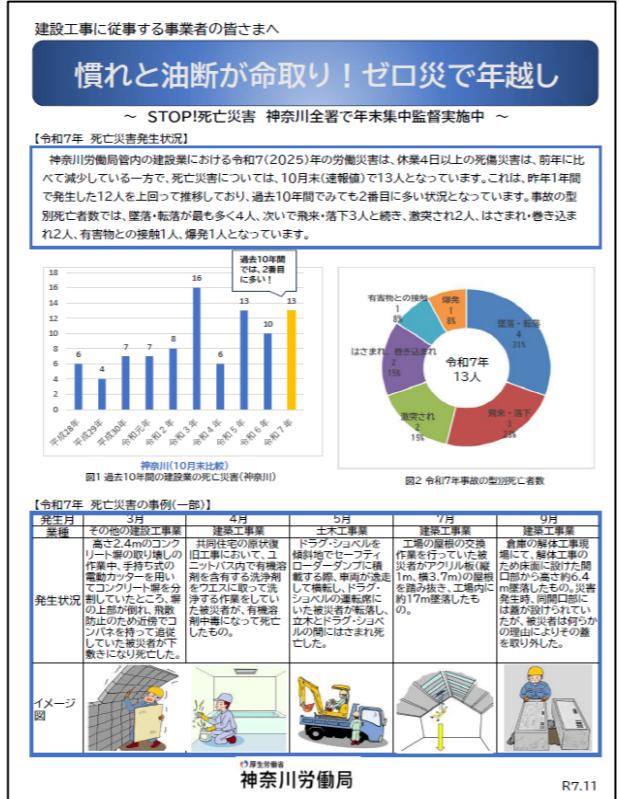
時：1月29日 16:40  
所：伊勢山皇大神宮

## 神奈川支部年末年始の事務局のお休み

神奈川支部の事務局は12月27日（土）から1月4日（日）までお休みです。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

「落・転落」が最も多く4件、次いで「飛来・落下」が3件、「激突され」、「はされ・巻き込まれ」がそれぞれ2件、「爆発」、「有害物との接触」がそれぞれ1件となっています。

このような状況を踏まえ、墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、労働局長の建設現場パトロールを12月1日に実施し、その時期に合わせて、神奈川労働局管下12の労働基準監督署が一丸となり、12月1日から12日までの間に集中して建設現場の臨検監督を実施することとしました。



# 建災防神奈川支部ニュース

No.591 令和7年12月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 第60回神奈川県建設業労働災害防止大会開催



### 安全の誓い

建設業界は近年、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化への対応、担い手の確保・育成など社会を取り巻く環境の変化に加え、地震や気候変動による台風、集中豪雨等自然災害の多発、温暖化による熱中症の対策、インフラ老朽化問題など様々な課題に直面しております。

これまでどのような状況下においても、我々は人命尊重の原則に則り、働く者一人ひとりの安全と健康の確保を第一に不断の努力を続けてまいりました。

しかしながら、昨年に引き続き、本年も死亡災害に歯止めがかかる、中でも30代以下の若い仲間の命が多く失われていることを重く受け止める必要があります。

この現実を真摯に受け止め、今後とも関係者が一体となり労働災害防止対策を全力で推進するとともに、働き方改革による職場環境の改善、DXによる安全性・生産性の向上を進め、将来の担い手となる方々が安全で安心して活躍できる魅力ある産業にしなければなりません。

このため、私たちは経営トップの明確な安全衛生方針により、それを実践する者が一丸となって、安全の基本ルールを守り、リスクアセスメントの実施等により、労働災害防止対策の徹底を図り、現場で働く一人ひとりが共有できる「安全文化」を定着させることができます。

そこで、私たちは、本日の神奈川大会を契機として、安全意識の向上を図り、建設業に従事する者が労働災害に遭うことがないよう

- 一 墜落転落防止設備の点検を徹底し、適切にフルハーネス型安全帯を使用します
- 一 安全パトロールを充実し、安全な職場環境の確保に努めます
- 一 心身を整え、健康な状態で作業に従事します
- 一 自然災害に対し細心の注意を払います
- 一 「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動をさらに広め、定着させます

を重点とし、安全衛生活動に取り組み、建設業に従事するすべての世代が未来に希望を持てる安全で安心な魅力ある職場環境を実現することを誓います。



## 年末年始の労働災害防止に向けて



**塚田 和男**  
神奈川労働局  
安全課長

今年は10月に神戸にて「全国建設業労働災害防止大会」、11月には「第60回神奈川県建設業労働災害防止大会」が盛大に開催されました。

**全国大会**では、住田功一氏の講演や展示などにより、震災の際、道路の啓閉やライフラインの確保、仮設住宅の建設、さらには、復旧・復興工事など、地域社会の再生において、建設業界のみなさまが極めて重要な役割を担われたこと、近年、自然災害が増加している中、建設業の担うものが私たちの生活において、いかに重要であり、なくてはならない産業であるか、改めて認識を深める機会になりました。

**神奈川大会**では、吉永由紀子氏の特別講演において、客室乗務員の‘保安要員’としての使命感、TEAMの大切さ、そしてリスク回避には、組織の3K（関心・感性・感謝）が重要であることが伝わってきました。これからは、‘接遇’相手を想って「ご安全に」を実践していきたいと思います。

さて、今年の神奈川県内の建設業における労働災害の状況をみると、10月末現在の速報値で死亡災害13件発生しており、すでに**昨年1年間の12件を上回っている危機的な状況**です。内容としては、墜落・転落をはじめ、爆発、踏み抜きや重機の操作ミス、さらには下請間の連携不足など、災害は多様化しています。解体用つかみ機の積載時の災害では、一度に2名の方が亡くなるなどしています。これらの多くは、安全衛生管理のあり方、いわゆる「マネジメントの質」に直接的に関わるものです。安全は現場任せではなく、組織として計画的に取り組むこ

とが求められています。

近年の建設現場では、高年齢・外国人労働者の増加に伴い、それぞれの特性に応じた安全配慮も必要となっています。高年齢労働者には、体力や反応速度の変化を踏まえた作業配置や作業管理、外国人労働者には、言葉や文化の違いを踏まえた母国語による安全指導やチーム内の相互理解の促進が重要です。これらの対応が遅れると、重大災害につながるおそれがあります。

また、今年は**労働安全衛生法の一部改正**が行われ、5月14日に公布されました。改正では、個人事業者等への安全衛生対策が強化されるほか、化学物質による健康障害防止対策、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの義務化、そのほか、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の整備が事業者の努力義務として新たに位置づけられました。順次施行されます。建設業の現場においても、これらの改正内容を正しく理解し、現場の実情に応じて対応を進めることが重要です。多様な人材が安全に働く現場づくりが、からの建設業の持続的発展につながってまいります。

まもなく**年末年始**を迎えます。この時期は、工期の追い込みや人員の入れ替わり、天候の変化などにより、例年、労働災害が増加する傾向にあります。安全衛生管理体制の再点検、リスクの洗い出し、そして「危険に気づく力」を現場全員で高めることが何より大切です。

経営者の皆様におかれましては、「**安全は経営の基盤である**」という意識のもと、率先して安全管理の徹底を図っていただきたく存じます。

建設業に携わるすべての方々が、無事故で新しい年を迎えるよう、神奈川労働局としても皆様と協働して、引き続き労働災害防止の取組を推進してまいります。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和7年10月末現在

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	34	16	26	48	30	76	33	48	28	33	34	72	478
			(2)		(1)	(3)		(1)	(2)	(2)	(3)	(14)	
前年	46	21	45	45	47	67	44	39	32	51	49	61	547
	(1)			(1)	(1)	(2)			(2)	(2)	(1)	(10)	

(注) 労働者死傷病報告による、( ) 内は死者数である。コロナ感染によるものを除いている。

## ☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和7年11月21日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和7年)	前年同期 (令和6年)	前々年同期 (令和5年)	令和6年	令和5年	令和4年
製造業	3	6	3 (1)	6	4 (1)	2
建設業	14	11	15 (1)	12	16 (1)	9 (1)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	5 (3)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	9 (3)	6 (1)
港湾荷役業	2		1		1	
商業	2 (2)	4 (3)		4 (3)		6 (2)
清掃・畜業	3	3	3	3	3	4
その他	9	4 (1)	9 (2)	4 (1)	9 (2)	3 (2)
合計	38 (5)	34 (6)	37 (6)	35 (6)	42 (7)	30 (6)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( ) は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。なお、下表の死亡災害の概要では、調査中の1件が除かれています。

## ☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和7年11月21日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 (請負回数) 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ~9人 40~44歳	コンベア はまれ、 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
2	3月 14時頃	その他の建設工事業 (元請) 10~19人 35~39歳	建築物、構築物 飛来、落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行ったため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンバネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
3	3月 15時頃	土木工事業 (1次下請) ~9人 35~39歳	不整地運搬車 墜落、転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通行路より河川側の段差(高さ約1メートル)を落し死亡したものの。
4	4月 12時頃	建築工事業 (2次下請) ~9人 45~49歳	有害物 有害物との接触	共同住宅の原状復旧工事において、浴室(ユニットバス)で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡した。共同住宅の原状復旧工事において、浴室(ユニットバス)で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡した。
5	4月 10時頃	建築工事業 (1次下請) ~9人 50~54歳	可燃性のガス 爆発	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業(アセチレンガス+酸素のボンベを使用)を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
6	5月 14時頃	土木工事業 (元請) ~9人 30~34歳	玉掛け用具 激突され	温泉掘削工事現場において、さく井機本体の解体前の工程で、さく井機のやぐらにビン止め固定された鉄板を取り外す作業中、被災者と同僚が鉄板のつりビースに玉掛け、移動式クレーンで地切りして、ビンを抜いたところ、鉄板が被災者側に傾き、激突した。
7	5月 16時頃	土木工事業 (元請) ~9人 75~79歳	トラック はまれ、 巻き込まれ	ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。トラック逸走時、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ死亡した。
8	5月 16時頃	土木工事業 (元請) ~9人 70~74歳	トラック はまれ、 巻き込まれ	ゴルフ場ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。トラック逸走時、トラックの横転により解体用つかみ機が荷台から転落、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木との間にはさまれて死亡した。
9	7月 14時頃	土木工事業 (元請) 10~29人 25~29歳	軌道装置 激突され	シールドトンネル内部(発進立坑から約1km地点)において、シールドトンネル先端から発進立坑へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた機材運搬車と、発進立坑からシールドトンネル先端へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた被災者が負傷し、病院に搬送されたが死亡した。
10	7月 13時頃	建築工事業 (元請) ~9人 25~29歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根の交換作業を行っていた被災者がアクリル板(縦1m、横3.7m)の屋根を踏み抜き、工場内に約17m墜落したものの。
11	7月 13時頃	土木工事業 (1次下請) ~9人 45~49歳	トラック 激突され	傾斜地において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、前輪が浮き、輪留めを超えて当該車が逸走したもの。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轟かれ死亡した。
12	7月 14時頃	建築工事業 (2次下請) ~9人 55~59歳	高温・低温環境 高温・低温の物 との接触	午前8時頃から同僚とともに農業用ハウスにおいて給水用配管工事に従事し、昼休憩後の午後1時30分頃、被災者の体調が悪化、日陰で休憩するも、同僚が10分後に様子を見に行ったところ、被災者が倒れいるところを発見され、病院に救急搬送した。その後、入院加療中であったが2か月半後に死亡した。
13	9月 14時頃	その他の建設工事業 (1次下請) ~9人 45~49歳	開口部 墜落、転落	地上3階 地上3階建て倉庫の解体工事現場で、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落した。災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下的防止のため、残置物のロッカーアー2台をもって覆いとしていたが、被災者がそのうち1台を移動させ墜落した。

## 元安全管理士のつぶやき Vol. 9

### ～建設機械による災害～



現在判明している県内の建設業での死亡災害は(11月21日時点)で14件です。内容は墜落転落型の事故が4件、激突され型が4件、はまれ、巻き込まれ型が3件などです。

ひと昔前は墜落転落が半数を占めていたことから考えると、ここ数年では災害比率としてはだいぶ減少しており、足場の関係法令の改正や、くさび緊結型、手すり先行型などの機能の向上なども影響していると思われます。

しかしながら、反面、目立ってきているのは、

建設機械に関する災害で、

「セーフティローダーダンプ」による重機積み込み時の災害については先月号でも紹介しましたが、今年だけで3名の方が亡くなっています。便利な反面、意外な落とし穴があることをあらためて知っておく必要があります。

建設機械関係の事故は、運転者の裁量によるところが大きく、運転する者が「強固な安全意識」を持ち、どんなときでも「絶対にルールを守る！」という信念を持っていれば、ほとんどの事故は回避されるでしょう。しかしながら、なかなかそうも言つてはいけません。

しばらく前のことですが、作業終了時間際、翌日の作業のための作業場所を確保するため、移動式クレーンを使って資材を移動している際に、最大積載荷重を超えてつり上げ、旋回しているときに移動式クレーンを倒した事故がありました。

その事故の状況を調べていく中で気になった点がいくつかあったのですが、当該移動式クレーンには、大きなクレーンについているような自動停止などの機能はなく、警告ブザーを無視して使つてはいけない、倒れるおそれは十分にあり、そういう意味では機能は万全ではなく、運転者の判断で積載オーバーをして操作し、倒したわけですから、自爆としか言いようのない状況でした。

基本に立ち返ってみると「オペレータに誤った



判断をさせない環境」「事前の計画」というのがあらためて大事なことだと言えるわけですが、では、なぜ、そのような危険な運転をしてしまったのかという点です。

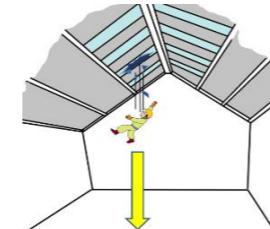
都市部ではどこでもそうなんでしょうが、近隣との関係で「夕方5時過ぎると音の出る作業ができない」という事情が当該現場でもあり、5時近くなるまで予想外の事態に対処していたため、当日の計画に遅れが出て、どうしてもその日のうちに資材を移動させておかなければならぬために無理をしたという背景がありました。

「事前の計画で拾いきれない事項」「予想外の事態になった時」その場合どう対処するか、といふのも事故に繋がらせない大事な要素です。

例えば「仕事が忙しく、急いでやらないといけないような切迫感がある」「普段からいいかげんなやり方をしていてもそれで通ってしまう」「だらしない格好でも注意されない」「作業優先で、安全がなおざりにされている」

そんな「緩い空気」を放置しているようなことがないでしょうか・・・

今年発生した事故を振り返ると「建設機械などの転倒事故」のほかに「ブロック塀の下敷き」「屋根の踏み抜き」など忘れた頃に発生する事故というのがいくつもあります。



「急いでいても、安全が常に優先されるのが当たり前」という空気、これを日頃から大事に育てる努力を怠っている・・・

そういう現場では、忘れたころに、同じような災害を引き起こす、それはこの記事を読んでいるあなたの現場かもしれません・・・

一年中緊張して厳しくやるのは大変ですが、これからあわただしくなる年末を迎えます。

そういった間だけでも「自分の現場の意識はどうなっているか」振り返ってみていただけたらと思います。

労働安全衛生規則第155条(参考条文、移動式クレーンは別規則)  
事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

## かながわ安全強靭化計画 (2023.6.2～2028.3.31)

### ～kanagawa Safety Resilience～

#### 計画期間における目標の中間調査結果

- ① 墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ② 3つの運動にかかる※Safety 1、Safety 2 実施事業場の割合を増加させる。

国が定める第14次労働災害防止計画並びに建災防の第9次建設業労働災害防止5か年計画の中間年に当たるとともに、神奈川支局独自のかながわ安全強靭化計画の中間年となります。

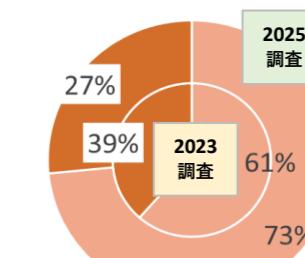
かながわ安全強靭化計画では国の計画に準じて、アウトプット指標を定めており、その目標として、3つの運動の取組にかかるレベル (Safety 1、Safety 2) を設定し、それらの実施事業場の割合を増加させるというものです。

11月7日に実施された第60回神奈川県建設業労働災害防止大会においてアンケート調査をいたしましたが、2年前の第58回大会時におこなったアンケート結果からどの程度進歩したかまとめました。

Safety 1,2の区別なく、それぞれの運動の実施事業場の割合はセーフティリボン運動が、79%から82%と3%上昇、3分KY運動は69%から79%と10%上昇、安全行動宣言運動は89%から87%と2%減少という結果でした。それぞれの運動のSafetyレベルごとの進歩状況は左記、下記のグラフを参照ください。※①の墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合は労働局で調査

#### セーフティリボン運動

Safety 1 事業者、現場管理者による実施  
Safety 2 職長、作業員による実施



Safety 1 の実施割合

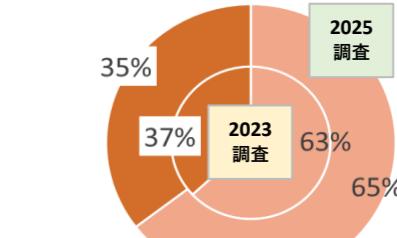


セーフティリボン運動とは、作業員一人ひとりの目線により危険の見える化を展開することである。

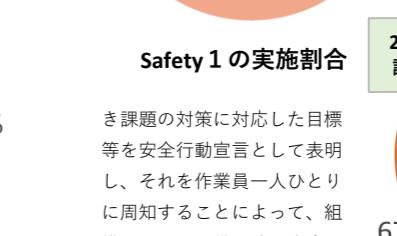


#### 安全行動宣言運動

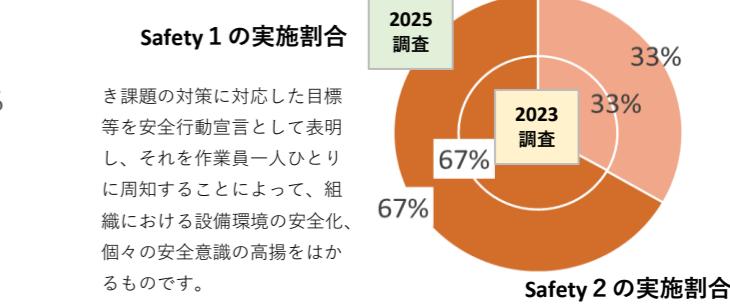
Safety 1 事業者、現場管理者による宣言  
Safety 2 各業者の職長、安責による宣言



3分KY運動とは、墜落、通常現場で行われているKYに加え、過去の災害事例によるイラスト等を参照し、作業員一人一人が参加して災害の原因、その対策について



Safety 2 の実施割合



安全強靭化宣言運動とは、それぞれの組織(事業所、建設現場、専門工事業者、分会など)において、組織の長(代表者、現場監督者、職長・安全責任者、分会長など)が、現在神奈川支局で取り組んでいる運動に加え、それぞれの組織で最重点とすべき



課題の対策に対応した目標等を安全行動宣言として表明し、それを作業員一人ひとりに周知することによって、組織における設備環境の安全化、個々の安全意識の高揚をはかるものです。

